

# グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想における知的財産マネジメントに係る 基本方針

令和 8 年 9 月 17 日

内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定  
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定

## 1. 本方針の目的

グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想（以下「本構想」という。）では、「世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築する」というミッションを具体化するため、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、スタートアップ、海外大学等とも連携し、①国際研究プログラム、②事業化支援プログラム、③人材育成プログラムを先行的活動として一体的に実施している。

本構想のミッションの具体化のために研究開発成果によって生じた知的財産権を適切かつ戦略的にマネジメントし、成果の事業化に最大限取り組むことは、本構想で実施されるプロジェクトの参加者に対して、強く求められるものである。

この「グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想における知的財産マネジメントに係る基本方針」（以下「本方針」という。）は、本構想における適切かつ戦略的な知的財産マネジメントの在り方を示すべく、上記の考えに基づきながら、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 27 年 5 月経済産業省）を参考とし、本構想における知的財産マネジメントプロセス、体制、委託研究契約書及びプロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書（以下「知財合意書」という。）での在り方を定めるものである。

なお、今後の本構想における望ましい知的財産マネジメントの在り方は、本構想の進展に伴って見直されるべきである。そのため、本方針の不断の見直しを行うことで、本構想における知的財産マネジメントの更なる改善を図っていく。

## 2. 本方針で用いる用語の定義

### （1） 発明等

「発明等」とは、発明<sup>1</sup>、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置の創作並びに種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

### （2） 発明者等

---

<sup>1</sup> 「発明」には、ビジネス方法が ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を利用して実現された発明である、いわゆる「ビジネス関連発明」も含まれる。

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）、外国における上記各権利、地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) 研究開発プログラム

「研究開発プログラム」とは、本構想で実施する国際研究プログラム等、研究開発を行う事業又はプログラムをいう。

(5) プロジェクト

「プロジェクト」とは、研究開発プログラムで実施する個別の委託研究開発（公募により採択される研究開発課題と同じ。）をいう。

(6) プロジェクト参加者

「プロジェクト参加者」とは、プロジェクトにおいて研究開発を実施する国内企業等（日本国内に登録されている企業、日本国内の大学、研究機関又は日本国籍の研究者をいう。以下同じ。）、国外企業等（日本以外の国の企業、大学、研究機関又は外国籍の研究者をいう。以下同じ。）及びその再委託先をいう。

(7) フォアグラウンド I P

「フォアグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者が、プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

(8) バックグラウンド I P

「バックグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

3. 本構想における知的財産マネジメントプロセス

(1) 知的財産マネジメントを実施するための書類

本構想における知的財産マネジメントの実施に際しては、公募時における内閣府／国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「J S T」という。）<sup>2</sup>からの本方針の提示を始めとして、プロ

---

<sup>2</sup> 先端技術研究成果活用推進機構（仮称）設立後は、「内閣府／J S T」、「内閣府」及び「J S T」

プロジェクト参加者間での本方針に基づいた知財合意書の策定が推奨され、J S Tとプロジェクト参加者間での本方針に基づいた委託研究契約書の締結を行うことで、プロジェクトにおける知的財産マネジメントの実施内容を定める。

## （２） 知的財産マネジメントを実施するための体制

プロジェクト参加者は、本方針に基づいて、知的財産マネジメントを適切に実施することが求められる。その際、プロジェクト参加者は、知的財産マネジメントを適切に実施するための体制として、例えば、ベンチャー・ディレクター（V D）や運営支援法人の協力を得ながら、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行うことが可能な体制（例えば、研究代表者（P I）、知財の専門家等によって構成される知財体制）を整備することが考えられる。

以降、本方針では、プロジェクト参加者が、このような知財体制を整備するものとして、知的財産マネジメントの実施について示す。

また、内閣府／J S Tは、知的財産マネジメントが本方針に沿って実施されているかを確認する等のため、事務局の機能（例えば、内閣府／J S Tの知財担当者等によって構成される。）を備えるものとする。

プロジェクト期間中、知財体制は、研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱いについて判断し、結果をその理由とともに事務局へと報告する。事務局は、その内容に基づいて、本方針に沿って知的財産マネジメントが実施されていることを確認する。実施されている知財マネジメントが本方針に沿っていないければ、事務局は、知財体制に知的財産の専門家を参加させるよう、プロジェクト参加者に対し要請する等して、本方針に沿って知的財産マネジメントが実施されるよう必要な対応を行う。

なお、事務局が、知財体制の実施する会議等にオブザーバー参加する等により、実質的に、プロジェクトとしての研究開発成果の取扱い方針、知財体制の判断結果を把握できる場合は、上記の報告を免除することができる。

## （３） 本方針の対象

本方針は、本構想において、令和8年9月17日以降に公募を開始する、J S Tとプロジェクト参加者の間で委託研究契約が締結される研究開発プログラムを対象とする。

# 4. 委託研究契約書において定める事項

## （１） 出願

### ① （共同出願）

本研究費に基づく共同研究によって生じた発明等については、原則として、発明者等が所属する法人の間での共同出願とする。

## （２） 知的財産権の帰属

---

を「先端技術研究成果活用推進機構」に読み替えるものとする。

① （日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条））

J S T は、フォアグラウンド I P について、プロジェクト参加者が産業技術力強化法第 17 条第 1 項各号に定める以下の事項（（2）④、（3）②・③及び（4）①）を遵守することを条件として、プロジェクト参加者から譲り受けないものとする。ただし、プロジェクト参加者に国外企業等が含まれる場合は、（2）②の通りとする。

② （プロジェクト参加者に国外企業等を含む場合）

プロジェクト参加者に国外企業等が含まれる場合には、当該国外企業等が以下の事項（（2）④、（3）②・③及び（4）①）を遵守することを条件として、フォアグラウンド I P について当該国外企業等と J S T との共有とすることができるものとし、当該国外企業等と J S T の持分の合計のうち 50% 以上の持分は J S T に帰属するものとする。国内企業等が国外企業等に再委託をした場合の、当該再委託先の持分についても同様とする。

③ （持分の定めを無償で行うことが困難な場合の措置）

（2）②のように持分を定めることが、当該国外機関の内部規程、法令又は補助金条件等により無償で行うことが困難な場合には、当該国外機関は、内閣府／J S T の関与のもと協議により（2）②に定めた措置と同等の措置を講じるものとする。

④ （フォアグラウンド I P の移転）

フォアグラウンド I P の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、内閣府／J S T への事前連絡の上、その承認を受けるものとする。また、内閣府／J S T は、事前連絡を受けたのち、約 30 日以内を目安として、承認の可否を決定する。

⑤ （フォアグラウンド I P の親会社又は子会社への移転）

プロジェクト参加者が、その親会社又は子会社（これらの会社が国外企業等である場合に限る。）へフォアグラウンド I P を移転等しようとする場合は、内閣府／J S T への事前連絡の上、その承認を受けるものとする。また、内閣府／J S T は、事前連絡を受けたのち、約 30 日以内を目安として、承認の可否を決定する。

⑥ （第三者によるプロジェクト参加者の合併・買収等）

プロジェクト参加者が合併又は買収等（大幅な株主変更を含む。）された場合は、速やかに内閣府／J S T に報告するものとし、内閣府／J S T は、当該プロジェクト参加者が保有するフォアグラウンド I P について、当該合併等の後においても事業活動で効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンド I P の保有者以外の第三者による実施を確保する。

（3） 知的財産権の実施許諾

① （第三者への実施許諾）

プロジェクト参加者間で共有されている知的財産権の第三者への実施許諾の可否やその主体は、プロジェクト参加者間の協議により決定することが望ましい。また、いずれか一方のプロジェクト参加者が実施許諾を行う場合であっても、相手方の事前の書面による同意を得ることが望ましい。さらに、J S T は、J S T と国外企業等のみ

が共有するフォアグラウンド I P について、第三者に対して実施許諾できるものとし、国外企業等はこれに同意するものとする。

② (公共の利益のための実施許諾)

J S T が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P を無償で J S T に実施許諾するものとする。

③ (相当期間利用していないフォアグラウンド I P の実施許諾)

フォアグラウンド I P を相当期間利用していない場合に、プロジェクト参加者は、J S T の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド I P を実施許諾するものとする。ここで、「相当期間」について、J S T は、一般にプロジェクト終了から事業化までに要するとされる期間<sup>3</sup>に、一定期間の猶予を加えた 10 年を相当期間の目安とした上で、研究開発計画の策定の際、将来の事業化の時間的な目標が設定されている場合等状況に照らし合わせて相当期間を加減して判断を行う。

(4) その他

① (研究成果の報告)

プロジェクト参加者は、研究成果が得られた場合には遅滞なく内閣府／J S T に報告するものとする。

② (研究開発成果の取扱い方針の報告)

プロジェクト参加者は、プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針を作成した後に、当該方針を内閣府／J S T に報告するものとする。また、プロジェクト参加者は、各研究開発成果につき、上記取扱い方針に基づき判断した結果（各研究成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由）を速やかに内閣府／J S T に報告する。

③ (特許出願の非公開制度への対応)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）に基づく「特許出願の非公開に関する制度」について、同法に定める諸規定を遵守すること。

④ (調整)

契約書の条項に定めのない事項又はプロジェクト参加者間で協議が整わない事項については、内閣府／J S T が調整に関与し、本構想の目的に照らして合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者間の知財合意書において定める事項（推奨）

プロジェクトの管理負担が、プロジェクトの研究開発成果の最大化を阻害することを防ぐ観点から、プロジェクト参加者間の知財合意書については、研究開発の規模・期間・研究費を踏まえた上で、その作成の要否を検討すること。

---

<sup>3</sup> 「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」（平成 27 年 2 月）参照。

#### (1) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、プロジェクト参加者は、直ちに知財体制に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財体制は、届出を受けた発明等の成果について、出願による権利化／秘匿化／公表の可否を判断し、その取扱いを決定するものとする。出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても判断するものとする。

なお、論文による公表については、知財体制に対して十分な期間を置いた通知を行うことで足りるものとする。

#### (2) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを検討する。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の可否を検討する。

#### (3) フォアグラウンド I P の帰属

フォアグラウンド I P は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

#### (4) 共有するフォアグラウンド I P の実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I P について、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

#### (5) 知的財産権の権利不行使と実施許諾

##### ① プロジェクト期間中の権利不行使と実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンド I P だけでなく、プロジェクト参加者がプロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクトの開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権を含む。後記②においても同じ。）について、プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある

場合はこの限りでない。

## ② プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者がプロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、こうした原則によらず、例外を認める場合には、例外として認める範囲については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財体制において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

## ③ プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンド I P について、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

## (6) フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P の移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンド I P について課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

## (7) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト参加者間の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

## (8) 守秘義務

プロジェクト参加者は、研究開発の成果に係る技術情報等が意図せず流出することを防止するため、研究開発の従事者やプロジェクトに係る秘密情報を知り得る立場にある者に対して守秘義務を課すものとする。

## (9) プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

プロジェクトの成果については、知財体制の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

## (10) 機微技術管理体制

プロジェクト参加者は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく安

全保障貿易管理の観点から、機微技術管理体制を構築し、プロジェクトの成果たる技術が流出することのないよう、実効的な機微技術管理を行うものとする。

#### (1 1) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

#### (1 2) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

### 6. 知財戦略立案・I P人材における考え方

本構想の下で創出される知的財産について、最大限事業化に結び付けるためには、例えば、研究開発と秘匿化／権利化（特許等）／標準化等を組み合わせる「オープン・アンド・クローズ戦略」として知られるような、知財戦略立案を適切に進める必要がある。

そして、適切な知財戦略立案のためには、研究開発段階から、市場情報に知財情報を組み合わせた分析手法（いわゆる、I Pランドスケープ）の活用や、市場動向・標準化動向等の事前調査等を実施していくことが望ましい。そして、これらを実施する際には、知的財産を戦略的に取り扱うための知見を有するI P人材が不可欠である。

プロジェクト参加者には、上記の点に留意して研究開発に取り組むことが求められるとともに、必要に応じて、内閣府が提供する知財戦略立案・I P人材育成に関連した支援を活用することが推奨される。

### 7. 本構想における今後の知的財産マネジメントの在り方

本構想の進展及び研究開発成果の創出に伴い、プロジェクト参加者と投資家や産業界関係者との連携機会の増加が見込まれる。その中で、これらの連携を円滑かつ効果的に推進するとともに、重要技術の流出防止を適切に図っていくことが求められる。こうした観点や、事業活動の迅速性にも十分配慮した知財マネジメントの方向性を踏まえながら、本方針について適時適切な見直しを行う。

例えば、以下のような事項について、引き続き検討を行っていく。

本構想におけるプロジェクトから創出された知的財産が、事業化へと結び付いた場合は、国富の最大化に資するものとする観点から、当該事業から得られた利益を、最大限日本国内へ定着させることが重要である。

例えば、諸外国では、国費を投じたプロジェクトから創出された知的財産によって得られた利益が当該国外で発生した場合、その一部を当該国へ還元する取組を実施していることもあるが、そのような取組に対しては、賛否がある。

本構想においても、創出された知的財産が事業化へと結び付いた結果、日本国外において利

益が生じた場合に、その利益をどのように取り扱うことが望ましいかについて、新たな制度の  
要否も含めて、検討を行っていく。

以上